お知らせ

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第3条の3の規定に基づき、「(仮称)福島沿岸部風力発電構想計画段階環境配慮書」を作成しましたので、公告します。

平成28年2月2日

福島県知事 内堀 雅雄 東京ガス株式会社 代表取締役社長 広瀬 道明

- 1 事業者の名称、代表者及び所在地
- (1) 名称 福島県

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

所在地 福島県福島市杉妻町2番16号

(2) 名称 東京ガス株式会社

代表者 代表取締役社長 広瀬 道明

所在地 東京都港区海岸一丁目5番20号

- 2 事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 (仮称)福島沿岸部風力発電構想
- (2) 種類 風力 (陸上)
- (3) 規模 発電出力最大525,000kW(3,500kW×150基)
- 3 事業の実施が想定される区域 南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町 計7市町村 (福島県相双地域沿岸部)
- 4 縦覧・公表
- (1) 縦覧場所

福島県庁 企画調整部エネルギー課(福島市杉妻町2番16号本庁舎5階) 福島県庁 生活環境部環境共生課(福島市杉妻町2番16号西庁舎8階)

福島県相双地方振興局 県民環境部環境課(南相馬市原町区錦町一丁目30番地)

南相馬市役所 市民生活部生活環境課(南相馬市原町区本町2丁目27番地)

南相馬市小高区役所(南相馬市小高区本町二丁目78番地)

広野町役場環境防災課(双葉郡広野町大字下北泊字苗代替35番地)

富岡町役場郡山事務所 企画課(郡山市大槻町字西ノ宮48番地5)

富岡町役場いわき支所(いわき市平北白土字宮前8番地)

富岡町役場大玉出張所(安達郡大玉村玉井字台45番地1)

富岡町役場三春出張所(田村郡三春町貝山字泉沢100番地1)

楢葉町役場環境防災課(双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5番地6)

楢葉町会津美里出張所(大沼郡会津美里町字本郷道上1番地)

楢葉町いわき出張所(いわき市平谷川瀬一丁目1番地1)

大熊町役場会津若松出張所 環境対策課生活環境係(会津若松市追手町2番41号) 大熊町役場いわき出張所(いわき市好間工業団地1番43号)

双葉町役場いわき事務所復興推進課(いわき市東田町二丁目19番地4)

双葉町役場郡山支所(郡山市朝日一丁目20番2号)

双葉町役場埼玉支所(埼玉県加須市騎西36番地1)

浪江町役場復興再生事務所帰町準備室庶務係(双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2)

浪江町役場二本松事務所 生活支援課生活安全係(二本松市北トロミ573番地)

(2) 縦覧期間

平成28年2月2日(火)から同年3月2日(水)まで(土日祝日は除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) インターネットによる公表

福島県企画調整部エネルギー課のホームページにおいても、平成28年2月2日(火)午前8時30分から同年3月2日(水)午後11時59分まで計画段階環境配慮書を御覧いただけます。

(https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/wind-energy-assess-enganbu.html)

(5) 意見書の提出

計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に附置の用紙等に記入の上、備付けの意見箱に投函いただくか、(7)に示す期限までに(8)に示す提出先まで郵送ください。

- (6) 意見書の記載事項
 - i 意見書の提出の対象である計画段階環境配慮書の名称
 - ii 提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、 及び主たる事務所の所在地)
 - iii 計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見
- (7) 意見書の提出期限 平成28年3月2日(水) 当日消印有効
- (8) 意見書の提出先及び問合せ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号福島県庁本庁舎5階 福島県沿岸部風力発電環境アセスメントコンソーシアム

(福島県企画調整部エネルギー課再生可能エネルギー推進担当)

電話番号 024-521-8417